

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した皆さまへ

家計急変世帯（住民税非課税相当世帯） 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※1世帯1回限りです。

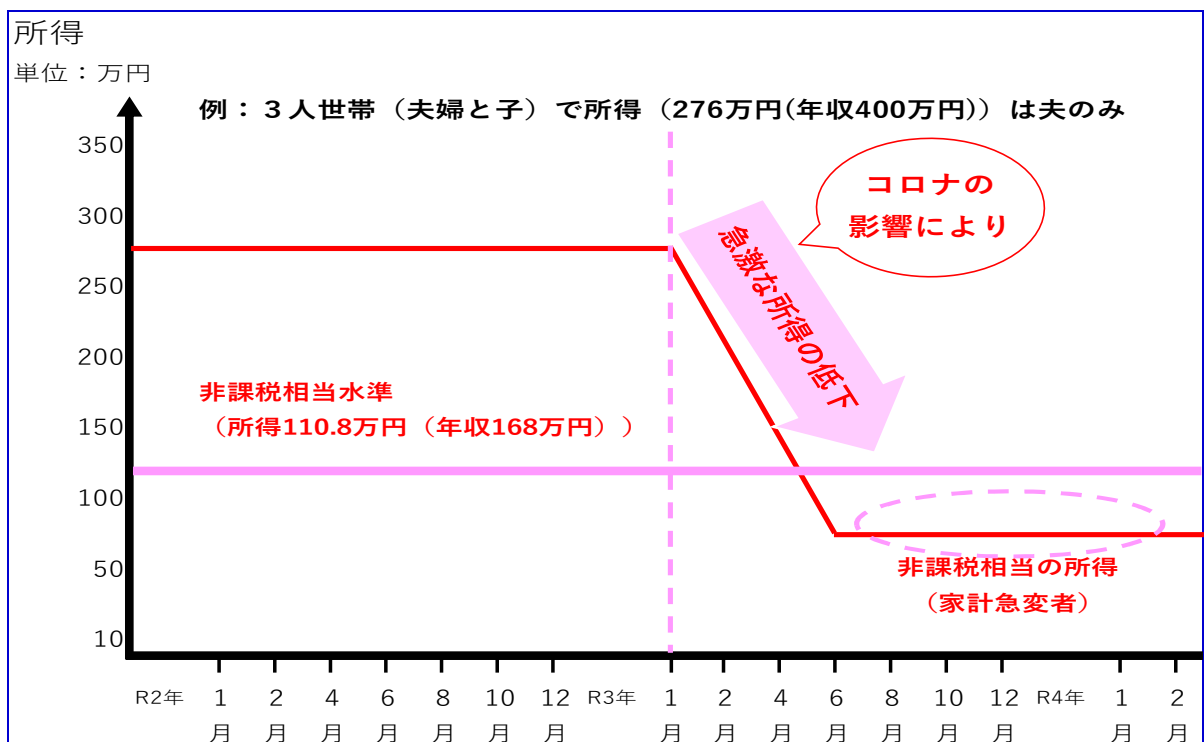
給付金の支給時期

申請書を受理した日から翌々週が目安です。

なお、記入漏れ等がある場合は時間を要する場合があります。

支給対象となる世帯

- (1) 住民税が課税されている世帯で、令和3年1月以降、申請期限までの間に 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した。
- (2) 令和3年1月以降の任意の1か月の収入又は所得を1.2倍した年間収入（又は年間所得）が、裏面の限度額以下の場合。
※住民税非課税世帯等臨時特別給付金と重複して受給はできません。
※世帯全員が住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象となりません



申請方法や支給基準の目安は裏面をご確認ください。

申請方法

● 申請期限 令和4年9月30日（金）まで



下記の(1)申請書類及び(2)申請に必要な書類等を提出してください。
申請書類は、総務課窓口配置してあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

(1) 申請書類

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）
- 簡易な収入（所得）見込額の申立書【家計急変世帯】



(2) 申請に必要な書類等

- 申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）
- 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）
- 「令和3年中の収入（又は所得の見込額）又は「任意の1か月の収入（又は所得）」の状況を確認できる書類の写し（コピー）
源泉徴収票、確定申告書、給与明細、年金振込通知書等の収入額が分かる書類
事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類
- 代理確認・受給を行う場合は、代理人の本人確認書類の写し（コピー）



支給基準の目安

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと
- (2) 世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、住民税非課税相当水準以下であること
※収入では、要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定できます。

令和3年1月以降の
任意の**1か月の**
収入または所得



12月
(年収換算または
所得換算)

年間収入か所得
いずれかの見込額が
早見表の限度額より
低いことが目安です

住民税非課税相当額確認表

扶養している親族の状況	収入限度額（年間）	所得限度額（年間）
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
障害者、寡婦、ひとり親、未成年者の場合	204.3万円	135.0万円

※世帯員のうち、収入がある方全員について判定します。

※任意の1か月については、事業活動に季節性があるケース（農産物の出荷時期等）で通常収入を得られる時期以外を対象月とすることはできません。

【お問い合わせ】 柳津町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金窓口（総務課総務係）

電話 **0241-42-2112** 受付時間 平日9:00～17:00